

施設型給付・地域型保育給付

2月補正予算額：606,066千円（ \ominus 606,066）／令和7年度現計予算額：8,454,595千円（ \ominus 8,454,595）

主な事業概要 p5

1 事業の目的

- 子ども・子育て支援法に基づき、市町が支給する施設型給付費等の支給に要する費用の一部を負担することにより、子どもが健やかに成長するように支援することを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

- 教育・保育給付認定を受けた小学校就学前の子どもが、幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業等）を利用する際に施設型給付費等を支給する市町に対し、支給に必要な費用の一部を負担するため交付金を交付する。

【主な増額補正理由】

- 令和7年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じた保育士等の処遇改善（+5.3%）
- 「運営継続支援臨時加算」の創設
物価上昇といった厳しい環境の中でも、質の確保された食事の安定的な提供をはじめ、安定的な教育・保育を継続して提供できるよう創設（令和7年度限り）。
 - ・保育所、認定こども園、幼稚園（新制度に移行している園に限る。）：100千円（1施設・事業所あたり年額）
 - ・小規模保育事業所、事業所内保育事業所：50千円（//）
 - ・家庭的保育事業所、居宅訪問型保育事業所：25千円（//）

3 実施主体

【実施主体】 市町

【負担割合】

	国	県	市町
施設型給付（私立）	1/2	1/4	1/4
地域型保育給付（公私共通）	1/2	1/4	1/4

